

平成 29 年 3 月 13 日

## 中山公園野球場のネーミングライツ契約更新に係る基本条件の合意について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、日新製薬株式会社 様（本社：山形県天童市、社長：大石 俊樹 氏）と 2 社共同で契約を締結している中山公園野球場（山形県野球場）のネーミングライツ（施設命名権）契約更新について、山形県と基本条件の合意に至りましたのでお知らせいたします。

当行と日新製薬 様は、平成 23 年 4 月 1 日に中山公園野球場のネーミングライツ契約を締結し、平成 26 年 4 月 1 日の契約更新を経て、約 6 年間に渡りネーミングライツスポンサー（命名権者）として企業と行政の連携による本県スポーツの振興に取り組んで参りました。現行ネーミングライツ契約の期限が平成 29 年 3 月 31 日となっていることから、引き続きスポーツ振興を通じた地域貢献に取り組んでいくため、2 社連名にて契約の更新に係る優先交渉の申し入れを行い、このたび基本条件について合意するに至ったものであります。

引き続き平成 29 年 4 月 1 日からの 3 年間、ネーミングライツスポンサーとして山形県の野球振興に協力させていただきます。

なお、基本条件については下記のとおりです。

### 記

1. ネーミングライツスポンサー（命名権者）  
＜2 社共同＞株式会社荘内銀行・日新製薬株式会社
2. 基本条件
  - （1）契約期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（3 年間）
  - （2）契約金額 年間 500 万円（税別）
3. 施設の名称  
荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた  
＜略称＞「荘銀・日新スタジアム」
4. 今後のスケジュール  
平成 29 年 3 月 30 日（木） 協定書締結（予定）

以上

本件に関するお問い合わせ先 広報 CSR 室 佐藤 TEL : 023-626-9006